(11) 総合学生支援室

① 設置の趣旨(目的)及び組織

ア 組織設置の趣旨(目的)

総合学生支援室は、学生の修学、就職及び生活に関する総合的な学生支援体制を構築し、実質的に機能させることを目的に設置されている。業務内容は、次のとおりである。

- i) 学生支援体制及び方法に係る企画立案に関する事項
- ii) 卒業生・修了生に対するアフターケアの充実に関する事項
- iii) 関係委員会等における学生支援の実質化に係る連携調整に関する事項
- iv) その他学生の修学,就職及び生活の支援に関し、学長が必要と認めた事項

イ 組織の構成及び構成員等

総合学生支援室は、室長及び室員で組織されており、室長は学長が指名した副学長とし、室員は教務 委員会委員長、学生委員会委員長、就職委員会委員長、教育実習委員会委員長、保健管理センター所長、 教育支援課長、学生支援課長、プレイスメントプラザ次長、その他学長が指名した者で構成されている。

② 運営・活動の状況

ア 委員会等の開催状況

平成30年度は、総合学生支援室構成員による総合学生支援室会議を7回開催(書面審議を含む)した。

イ 審議された主な事項

- i) 第3期中期目標・中期計画に係る年次計画
- ii) 第3期中期目標期間における重点的取組(戦略3)
- iii) 学生支援に係る各組織及び教職員の支援内容・役割等(H30.4 改訂版)の作成
- iv) 学生生活実態調査に基づく課題・検討状況の確認,改善
- v) 「心身の悩みや問題を抱える学生の支援のための教職員の対応指針」の改定
- vi) 上越教育大学学生懲戒規程等の一部改正及び上越教育大学学生懲戒規程の運用に関する指針(平成16年4月1日学長裁定)の一部改正
- vii) 「平成30年7月豪雨で被災した受験生,入学生及び在学生に対する授業料その他の費用に関する特例規程」の制定並びに「平成30年北海道胆振東部地震で被災した受験生,入学生及び在学生に対する授業料その他の費用に関する特例規程」の制定等

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

平成29年度に実施した学生生活実態調査の調査報告書に基づき、関係課等へ課題の有無・検討・改善策を照会し回答を取りまとめ、情報共有した。また、「心身の悩みや問題を抱える学生の支援のための教職員の対応指針」の見直しを行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

平成29年度に実施した学生生活実態調査の結果を踏まえ、関係課等へ課題の有無・検討・改善策を照 会し回答を取りまとめ、情報共有するとともに引き続き学生支援の改善・充実を図っていく。

また、平成29年度に策定した「心身の悩みや問題を抱える学生の支援のための教職員の対応指針」の 見直しについて審議し必要な改定を行い、教職員へ周知した。さらに自然災害で被災した受験生、入学 生及び在学生に対する授業料その他の費用に関する関係規定を整備した。 総合学生支援室としては,新年度に向け構成員を追加・変更し,さらに学生支援の充実を図っていく。